

議案第63号

南城市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、南城市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて、別紙のとおり南城市と協議するため同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

（提案理由）

南風原町の公共下水道を南城市の住民が使用することについて、南城市と協議する必要があることから地方自治法第244条の3第3項の規定により提案する。

協 議 書 (案)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、南風原町の公共下水道を南城市の住民の利用に供させることについて、南風原町長と南城市長は次のとおり協議した。

- 1 南城市大里字古堅1096番4、1097番1、1097番2に係る汚水を排水するために、当該区域の南城市の住民が南風原町の公共下水道を利用する。
- 2 当該区域の排水設備に係る公共桝及び取付管の設置については、当該排水設備を設置する者が施工し南風原町に移管するものとする。なお、移管後の管理については、南風原町が行うものとする。
- 3 下水道使用料については、南風原町下水道条例（昭和60年南風原町条例第11号）及び同条例施行規則（昭和60年南風原町規則第3号）により算出した下水道使用料を南風原町が使用者から徴収する。
- 4 当該排水設備の設置については、下水道法（昭和33年法律第79号）、同法施行令（昭和34年政令第147号）、南風原町下水道条例（昭和60年南風原町条例第11号）及び同条例施行規則（昭和60年南風原町規則第3号）を適用する。
- 5 その他の事項について疑義が生じたときは、双方協議の上定める。

以上のとおり、協議した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

南風原町長 赤 嶺 正 之

南城市長 瑞 慶 覧 長 敏

位置図

